

新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ感染症 令和5年5月15日以降の対応 (養護老人ホーム中津市豊寿園)

1、指 針

令和1年12月より発症した新型コロナウイルス感染症に対する本施設の対策について、厚生労働省通知、北部保健所及び中津市役所の指導・助言を仰ぎ、本施設感染対策委員会により本指針・対策を作成し実施してきました。

発生から3年が経過し、厚労省(国)の方針も令和5年3月マスク着用の緩和、令和5年5月8日からは感染症法上の位置づけがインフルエンザ感染症と同類の5類へ変更されます。

しかしながら、医療機関や高齢者施設等の重症化リスクの高い人が集まる場所においては、引き続き感染対策を講じ、施設内において感染拡大しない対応が求められます。

令和5年3月8日第118回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードを参考に、当施設感染対策委員会において、**令和5年5月15日以降の対応**を次のように行います。また、感染状況等により、随時、今後の対策・対応を検討し進めます。

2、平常時の感染対策

① 面 会

面会は可能とする。面会を希望する場合は、事前予約として面会者の面会日の過去7日間の体調確認(発熱、咳嗽がいそう等)を別紙により行い、玄関先で検温、手指衛生、マスク着用、受付簿の記録を行った上で、施設の指定する場所のみでの面会を許可する。

ただし、市内感染状況や施設内感染状況を踏まえ、面会禁止や面会制限はその都度行う。また、引き続きオンライン面会は利用可能とする。

② 出入業者

出入業者の入館は可能とする。出入業者の入館する日の過去7日間の体調確認(発熱、咳嗽がいそう等)を別紙により行い、玄関先で検温、手指衛生、マスク着用、受付簿の記録を行った上で、入館を許可する。

ただし、市内感染状況や施設内感染状況を踏まえ、入館禁止や入館制限はその都度行う。

③ 入所者の外出・外泊

入所者の外出・外泊は、可能とする。※外出・外泊可能許可者のみ

ただし帰園後、居室により3日間(当日を含む)居室対応を実施する。4日目に抗原検査を実施し、居室対応を解除とするが解除後2日間の検温等のバイタル測定を徹底し体調管理に努める。

④ 外部サービスの利用

外部サービスの利用は、可能する。

ただし、市内感染状況や施設内感染状況を踏まえ、利用中止はその都度行う。

⑤ 入所者活動等

入所者活動（クラブ活動、各種行事）は、可能とする。

ただし、市内感染状況や施設内感染状況を踏まえ、活動中止はその都度行う。

また、外部講師・ボランティア等の入館は入館する日の過去7日間の体調確認（発熱、咳嗽がいそう等）を別紙により行い、玄関先で検温、手指衛生、マスク着用、受付簿の記録を行った上で、入館を許可する。

各種行事においても、感染対策（感染リスク）を考慮した上で実施する。

⑥ 介護予防・フレイル予防

“介護予防”と“フレイル予防”は、引き続き実施する。

ただし、市内感染状況や施設内感染状況を踏まえ、活動中止はその都度行う。

また、外部講師の入館は入館する日の過去7日間の体調確認（発熱、咳嗽がいそう等）を別紙により行い、玄関先で検温、手指衛生、マスク着用、受付簿の記録を行った上で、入館を許可する。

⑦ 医療機関受診

入所者の医療機関への受診は、外出許可手続きにより可能とする。受診時は介護タクシーに限らず、家族対応やタクシー利用等も可能とする。

ただし帰園後、居室により3日間（当日を含む）居室対応を実施する。4日目に抗原検査を実施し、居室対応を解除とするが解除後2日間の検温等のバイタル測定を徹底し体調管理に努める。

⑧ 新規入所時・退院時の対応

新規入所時は感染対策ゾーン、退院時は居室により3日間（当日を含む）居室対応を実施する。4日目に抗原検査を実施し、居室対応を解除とするが解除後2日間の検温等のバイタル測定を徹底し体調管理に努める。

⑨ 職員の健康管理と就業制限

職員の健康管理・就業制限は、次のとおりとする。

(平常時)

- 1、出勤前の検温と症状確認
- 2、異常(37.0℃以上の発熱、咳等の症状)を認めたときは、施設長への報告を徹底
- 3、出勤時は玄関先で手指衛生・マスクの着用・衣類の除菌、検温を徹底
- 4、退勤時は使用したマスクを処分し、手指消毒、衣類除菌(衣類交換)の徹底
- 5、必要に応じ、病院受診・自宅待機を指示

(罹患時)

職員が、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は、嘱託医師・保健所等の指導によりその対応を講じる。

(その他)

職員個々の健康管理・感染対策は、今まで同様に徹底するも、日常生活の制限(外食、旅行等)は行いません。ただし、感染状況等を踏まえ、制限はその都度講じる。

⑪ 入所者の健康管理

館内の定期的な換気(1日3回以上)を徹底する。また、健康管理・観察に努め、小さな変化を見逃さないよう職員は注意深く観察を徹底する。

入所者は、バイタル測定、水分摂取の協力を依頼する。また、外部活動(外出時や外部者来園時の際は、マスク着用の協力を依頼する。)

3、感染拡大時の対応

感染症が流行している状況では、感染対策委員会を開催し標準予防策に加え、当施設感染対応マニュアルに従い対応する。

4、備蓄品等の確保・使用方法の徹底

備蓄品は有事に備え、確実な確保に努め、必要以上は使用せず必要最小限を適切に使用する。また、使用方法は保健所等の指導を仰ぎ、自身への感染と感染拡大の予防に努める。

5、入所者(身元引受人/家族)へ周知

当施設の新型コロナウイルス感染症への対策を、入所者・身元引受人(家族)に対して、必要に応じその都度、説明及び情報提供を行う。

6、ワクチン接種に関すること

重症化リスクの高い高齢者等は、ワクチン接種を最新の状態を保つことが求められるため、入所者・職員には予防接種を推奨する。

7、インフルエンザへの対策

① 概要

インフルエンザ感染症においては、流行期はあるも通年による対応対策が必要となる。新型コロナウイルス感染症の対応に準じて対応対策を基本とする。また、次の記載内容とあわせて本施設感染対策委員会において、必要事項や対応をその都度、協議検討し全職員に周知し実施する。

病原体	インフルエンザウイルス
感染経路	飛沫感染（咳・くしゃみなどによる飛沫感染が主。汚染した手を介して鼻粘膜への接触で感染する場合もある）
潜伏期間	1～2日（時に7日まで）感染期間→発症の前日から症状が消失して2日後まで）
症状	・ 急激な発熱（38～40℃）と全身症状（頭痛、発熱、筋肉痛、全身倦怠感など）※高齢者は発熱が顕著でない場合があるため注意する。 ・ これらの症状と同時に、あるいはやや遅れて、咽頭痛、鼻水、鼻閉、咳、痰などの気道炎症状。腹痛、嘔吐、下痢などの消化器症状をともなう場合もある。

② 予防対策

予防対策に関しては、新型コロナウイルス感染症の予防対策どおりに実施する。また、流行期前にインフルエンザ予防接種を入所者及び職員に実施する。